

令和5年

第1回中央広域環境施設組合議会
定例会会議録

令和5年3月27日 開会

令和5年3月27日 閉会

中央広域環境施設組合

令和5年第1回中央広域環境施設組合議会定例会会議録

招集年月日 令和5年3月27日（月曜日）

招集場所 中央広域環境センター管理棟2階大会議室

出席議員 17名

1番	山添純二	2番	栞原五男
4番	谷田憲二	5番	細井英輔
6番	岡田光男	7番	北川 麦
8番	笠井一司	9番	三浦三一
10番	木村松雄	11番	吉田 稔
12番	松村幸治	13番	藤本功男
14番	原田健資	15番	犬伏博昭
16番	根ヶ山昇	17番	本淨敏之
18番	安田孝子		

欠席議員 3番 原田由一

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

管理者職務代理者	松田卓男	副管理者	原井 敬
副管理者	玉井孝治		
会計管理者	岩佐賢二	総務局長	伊坂典恭
施設整備局長	鈴田直城	総務課長	岡本健治

職務のため会議に出席した者の職氏名

業務課課長補佐	岡本泰昌	業務課課長補佐	高岡寛之
業務課課長補佐	渡辺大輔	総務課課長補佐	小松真一郎
施設整備課主幹	桑原直樹	施設整備課主査	上原 肇
電気主任技術者	後藤田 実		

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報第1号 専決処分の承認を求めることについて
(中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第4 報第2号 専決処分の承認を求めることについて
(中央広域環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第5 議第1号 中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議第2号 中央広域環境施設組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定について
- 日程第7 議第3号 中央広域環境施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例制定について
- 日程第8 議第4号 中央広域環境施設組合個人情報保護審査会条例制定について
- 日程第9 議第5号 令和4年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第10 議第6号 令和5年度中央広域環境施設組合一般会計予算について
- 追加日程第1 議提第1号 中央広域環境施設組合議会の個人情報の保護に関する条例制定について

午前10時00分 開会

○議長（山添純二君）

おはようございます。

本日は、令和5年第1回中央広域環境施設組合議会定例会にご参集いただき、ありがとうございます。

はじめに報告事項を申し上げます。

本日の定例会に、原田由一君から欠席する旨届け出がありましたのでご報告いたします。ご了承ください。

ただいまの出席議員は、17名で、定足数に達しております。

したがって、令和5年第1回中央広域環境施設組合議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

これより、本日の日程に入ります。本日の日程は、お手元に配布いたしておりますとおりでございます。ご了承願います。

~~~~~

**○議長（山添純二君）**

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、議長において、7番北川麦君、17番本浄敏之君を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山添純二君）**

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。これより審議にはいります。

管理者職務代理者より、あいさつ並びに提案理由の説明を求めます。

**○管理者職務代理者（松田卓男君）**

議長。

**○議長（山添純二君）**

松田管理者職務代理者。

## ○管理者職務代理者（松田卓男君）

皆様、おはようございます。これより着座にてご挨拶及び提案理由の説明を申し上げます。

私は、先月、中央広域環境施設組合藤井管理者が退職し不在となったため、地方自治法第152条第1項の規定に基づき、その職務を代理することになりました副管理者の松田でございます。

2月18日から中央広域環境施設組合同規約第8条第2項の規定に基づき管理者が互選されるまでの間、管理者職務代理者として務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和5年第1回中央広域環境施設組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、日頃は、議員各位におかれましては、組合運営に格別のご理解とご協力を賜っておりますことに、重ねてお礼を申し上げます。

はじめに、中央広域環境センターにおける、昨年の運営状況について、報告をさせていただきます。

昨年1年間のごみ搬入量は、2万8,537トンで、前年に比べ、662トンの減少となりました。

これは、構成市町における人口の減少や、ごみ減量化の取り組み、コロナ禍による経済活動の自粛要請等が、ごみ搬入量の減少の主な要因だと考えております。

構成市町におかれましては、引き続きごみ減量化の取り組みや啓発活動を推進していただけるよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

組合といたしましても、今後も周辺環境に十分配慮し、安全・安心な施設運営に努めますとともに、できる限り計画的、効率的な施設の稼働を心掛け、ごみ処理に必要なエネルギーを節約して、経費の削減に努めて参ります。

次に、新ごみ処理施設についてでございます。昨年、施設整備・運営に係る事業者の募集を行ったところでありますが、結果として、参加を申し出た事業者が、なかったところでございます。このことを踏まえ、可能な限り、早期に、新ごみ処理施設の建設が進められるよう、課題の分析や対応策など、鋭意、検証を進めているところでございます。

今後におきましても、組合議員各位におかれましては、改めて格別のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、提案理由について、ご説明を申し上げます。

今定例会に提出しております案件は、専決処分の承認を求める報告案件

が2件、条例の一部改正等が4件、令和4年度一般会計補正予算第3号と令和5年度一般会計予算案件の計8件でございます。

まず、報第1号、専決処分の承認を求めることについては、地方自治法第179条第1項の規定により、中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、これを報告し、承認をお願いするものでございます。

次に、報第2号の専決処分の承認を求めることについては、地方自治法第179条第1項の規定により、中央広域環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、これを報告し、承認をお願いするものでございます。

次に、議第1号中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、国において一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正されたこと等に伴い、必要な事項を定めるため一部の改正を行うものでございます。

次に、議第2号中央広域環境施設組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定につきましては、地方公務員法等の改正に伴い、必要な事項を定めるため一部の改正を行うものでございます。

次に、議第3号中央広域環境施設組合個人情報保護に関する法律施行条例制定及び議第4号中央広域環境施設組合個人情報保護審査会条例制定につきましては、個人情報保護に関する法律の一部改正に伴い、条例を制定するものでございます。

次に、議第5号令和4年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算第3号については、歳入において国庫支出金を1,449万8,000円増やし、分担金及び負担金を同額減額するものでございます。

また、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費、繰越明許費を定めるものでございます。

最後に、議第6号令和5年度中央広域環境施設組合一般会計予算については、歳入歳出の総額をそれぞれ、20億2,900万6,000円とするものでございます。

歳入の主なものとしましては、負担金が19億6,717万4,000円、前年度予算と比べ、2億5,468万円の増額でございます。

歳出の主なものとしましては、総務費で、8,854万3,000円、施設設備修繕費やパソコン等備品購入費などの増によりまして、前年度当初予算より296万8,000円の増額でございます。

衛生費が、19億2,599万9,000円、燃料費や電気料金の高騰などによりまして、前年度当初予算より2億4,921万2,000円の増額でございます。

予算の執行にあたりましては、各事業ごとに十分精査を行い、予算執行して参りますので、ご理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上、概略をご説明申し上げましたが、個々の詳細につきましては、議事の進行に伴い、逐次説明を申し上げて参りたいと思います。

今回、ご提案をさせていただきました議案につきましては、当組合を運営するにあたり重要な案件でございますので、十分ご審議の上、すべて原案どおりご承認くださいますよう、お願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

よろしく願いいたします。

**○議長（山添純二君）**

以上で、提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

○議長（山添純二君）

それでは、日程第3、報第1号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

事務局の補足説明を求めます。

○総務課長（岡本健治君）

議長、岡本総務課長。

○議長（山添純二君）

岡本総務課長。着座のままでどうぞ。

○総務課長（岡本健治君）

ありがとうございます。着座のままで説明させていただきます。

報第1号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。議案書の報第1号をお願いいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分をさせていただきますので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めらるるものでございます。

次のページをご覧ください。専決処分書でございます。

令和4年8月の人事院勧告を踏まえ、令和4年11月18日に公布されまし

た一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、当組合におきましても、国に準じた改正を行ったものでございます。

なお、改正にあたりましては、必要最小限の範囲で専決をさせていただいております。専決処分日は、令和4年12月22日でございます。

次のページをご覧ください。

主な改正の内容につきましては、12月において支給する勤勉手当の支給割合を、100分の95から100分の105に、0.1月分引き上げるものでございます。

また、別表第1の行政職給料表について、初任給及び若年層の給与月額を引き上げるものでございます。

以上、簡単ではございますが、報第1号専決処分の承認を求めることについての説明とさせていただきます。

ご審議の程よろしく願います。

○議長（山添純二君）

ただいま、事務局より説明がありましたが、これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山添純二君）

ご質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

報第1号専決処分の承認を求めることについてを承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山添純二君）

ご異議なしと認めます。よって、報第1号は原案のとおり承認されました。

~~~~~

#### ○議長（山添純二君）

続きまして、日程第4、報第2号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

事務局の補足説明を求めます。

**○総務課長（岡本健治君）**

議長、岡本総務課長。

**○議長（山添純二君）**

岡本総務課長。

**○総務課長（岡本健治君）**

着座にて失礼いたします。

報第2号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。議案書の報第2号をお願いいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、中央広域環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。専決処分書でございます。

昨年の人事院勧告を踏まえた法律改正等に伴い、中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例の一部改正と同様に、所要の改正を行ったものでございます。専決処分日は、令和4年12月22日でございます。

次のページをご覧ください。

主な改正の内容につきましては、初任給及び若年層の給与月額を引き上げることとし、行政職給料表を改正するものであります。以上、報第2号専決処分の承認を求めることについての説明とさせていただきます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

**○議長（山添純二君）**

ただいま事務局より説明がありましたが、これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山添純二君）**

ご質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

報第2号専決処分の承認を求めることについてを承認することに、ご異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山添純二君）**

ご異議なしと認めます。よって、報第2号は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○議長（山添純二君）

続きまして、日程第5、議第1号中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局の補足説明を求めます。

○総務課長（岡本健治君）

議長、岡本総務課長。

○議長（山添純二君）

岡本総務課長。

○総務課長（岡本健治君）

失礼いたします。議第1号中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

議案書の議第1号をお願いいたします。

昨年の人事院勧告を踏まえた法律改正等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをご覧ください。

主な改正の内容といたしましては、人事院勧告による、国の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合を、それぞれ1.00月に改めるものでございます。

再任用職員におきましては、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.1475月に改めるものでございます。

施行日は、令和5年4月1日でございます。

以上、議第1号中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての説明とさせていただきます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（山添純二君）

ただいま事務局より説明がありましたが、これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山添純二君）

ご質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。お諮りいたします。

議第1号中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山添純二君）

ご異議なしと認めます。よって、議第1号中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

~~~~~

**○議長（山添純二君）**

続きまして、日程第6、議第2号中央広域環境施設組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定についてを議題といたします。

事務局の補足説明を求めます。

**○総務課長（岡本健治君）**

議長、岡本総務課長。

**○議長（山添純二君）**

岡本総務課長。

**○総務課長（岡本健治君）**

失礼いたします。議第2号中央広域環境施設組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定についてご説明申し上げます。

議案書の議第2号をお願いいたします。

これは、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、組合職員の定年等に関し、関係条例の改正等を行うものでございます

次のページをご覧ください。

主な改正の内容といたしましては、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、年齢60年を超える職員に係る給与に関する特例を設ける等の所要の改正を行うものでございます。施行日は、令和5年4月1日でございます。

以上、議第2号中央広域環境施設組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定についての説明とさせていただきます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

**○議長（山添純二君）**

ただいま事務局より説明がありましたが、これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山添純二君）**

ご質疑がないようでありますので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。お諮りいたします。

議第2号中央広域環境施設組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山添純二君）**

ご異議なしと認めます。よって、議第2号中央広域環境施設組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（山添純二君）

続きまして、日程第7、議第3号中央広域環境施設組合個人情報保護に関する法律施行条例制定についてを議題といたします。

事務局の補足説明を求めます。

○総務課長（岡本健治君）

議長、岡本総務課長。

○議長（山添純二君）

岡本総務課長。

○総務課長（岡本健治君）

議第3号中央広域環境施設組合個人情報保護に関する法律施行条例制定についてご説明申し上げます。

議案書の議第3号をお願いいたします。

これは、個人情報保護に関する法律の一部改正に伴い、現行の個人情報保護条例を廃止するとともに、同法を施行するために必要な事項などを定めるものでございます。

次のページをご覧ください。

主な内容といたしましては、個人情報の開示等の手続、開示手数料、個人情報保護審査会の諮問事項、罰則の経過措置などを定めるものでございます。

施行日は、令和5年4月1日でございます。

以上、議第3号中央広域環境施設組合個人情報保護に関する法律施行条例制定についての説明とさせていただきます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（山添純二君）

ただいま事務局より説明がありましたが、これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山添純二君）

ご質疑がないようでありますので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。お諮りいたします。

議第3号中央広域環境施設組合個人情報保護に関する法律施行条例制定については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山添純二君）

ご異議なしと認めます。よって、議第3号中央広域環境施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例制定については原案のとおり可決されました。

~~~~~

**○議長（山添純二君）**

続きまして、日程第8、議第4号中央広域環境施設組合個人情報保護審査会条例制定についてを議題といたします。

事務局の補足説明を求めます。

**○総務課長（岡本健治君）**

議長、岡本総務課長。

**○議長（山添純二君）**

岡本総務課長。

**○総務課長（岡本健治君）**

議第4号中央広域環境施設組合個人情報保護審査会条例制定についてご説明申し上げます。

議案書の議第4号をお願いいたします。

これは、個人情報の保護に関する法律の一部改正により個人情報保護法施行条例等を制定することに伴い、所要の事項等を定めるため、条例を制定するものでございます。

次のページをご覧ください。

主な内容といたしましては、事務に係る規定の他、個人情報保護法施行条例及び議会個人情報保護条例に基づく諮問事項、委員の任命等の経過措置、罰則などについて定めるものでございます。

施行日は、令和5年4月1日でございます。

以上、議第4号中央広域環境施設組合個人情報保護審査会条例制定についての説明とさせていただきます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

**○議長（山添純二君）**

ただいま事務局より説明がありましたが、これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山添純二君）**

ご質疑がないようでありますので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。  
お諮りいたします。

議第4号中央広域環境施設組合個人情報保護審査会条例制定については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（山添純二君）**

ご異議なしと認めます。よって、議第4号中央広域環境施設組合個人情報保護審査会条例制定については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（山添純二君）

続きまして、日程第9、議第5号令和4年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

事務局の補足説明を求めます。

○総務課長（岡本健治君）

議長、岡本総務課長。

○議長（山添純二君）

岡本総務課長。

○総務課長（岡本健治君）

議第5号令和4年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

令和4年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算書第3号の1ページをご覧ください。

令和4年度中央広域環境施設組合の一般会計補正予算第3号は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

2ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入についてでございます。

1款1項、分担金及び負担金、補正前の額17億1,249万4,000円、補正額1,449万8,000円の減額、補正後の額16億9,799万6,000円。

7款1項、国庫補助金補正前の額0円、補正額1,449万8,000円の追加、補正後の額1,449万8,000円。

歳入合計といたしまして、補正前の額19億9,797万1,000円、補正額0円、補正後の額19億9,797万1,000円でございます。

次に、8ページ、9ページをお願いします。

事項別明細書の歳入についてご説明させていただきます。

7款1項1目衛生費国庫補助金は循環型社会形成推進交付金1,449万8,000円を追加するものでございます。

それに伴い、1款1項1目負担金を同額減額するものでございます。

減額する市町負担金の内訳は、阿波市879万9,000円、板野町300万2,000円、上板町269万7,000円でございます。

続きまして、繰越明許費についてでございます。補正予算書第3号の1ページにお戻りください。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費によるものでございます。

3ページをご覧ください。

第2表繰越明許費でございますが、3款衛生費、1項清掃費、事業名新ごみ処理施設整備事業、8,035万円を翌年度へ繰り越して使用することができる経費の上限として設定するものでございます。

内訳につきましては、新ごみ処理施設整備基本計画策定業務委託料、908万6,000円、新ごみ処理施設整備に係る事業者選定支援業務委託料、2,164万8,000円、新ごみ処理施設整備に係る生活環境影響調査業務委託料、1,408万円、施設内流出水に係る放流先安全度検証業務委託料、2,837万4,000円、用地交渉に係る基礎資料作成業務委託料、505万円、新ごみ処理施設敷地造成工事に係る施工監理業務委託料、211万2,000円、合計8,035万円でございます。

以上で議第5号令和4年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算第3号についての説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（山添純二君）

ただいま事務局より説明がありましたが、これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

○議員（本淨敏之君）

議長。

○議長（山添純二君）

本淨議員。

○議員（本淨敏之君）

今、あの、繰越明許費の説明があり、トータルは分かりました。

詳細について今、口頭で話がありましたけれども、十分、私の方が持って帰って説明する場合に不確かがあったらいけませんので、一応、詳細な物を頂きたい。

よろしいでしょうか。

○施設整備局長（鈴田直城君）

議長、鈴田施設整備局長。

○議長（山添純二君）

鈴田施設整備局長。

○施設整備局長（鈴田直城君）

本淨議員のご意見を頂きましたけれども、資料を用意してお示しさせて頂きたいと思いますのでどうかよろしく願いいたします。

○議員（本淨敏之君）

よろしく願いします。

○議長（山添純二君）

よろしいですか。その他にご質疑がございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山添純二君）

ご質疑がないようでありますので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。お諮りいたします。

議第5号令和4年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算第3号については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山添純二君）

ご異議なしと認めます。よって、議第5号令和4年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算第3号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

**○議長（山添純二君）**

続きまして、日程第10、議第6号令和5年度中央広域環境施設組合一般会計予算についてを議題といたします。

事務局の補足説明を求めます。

**○総務課長（岡本健治君）**

議長、岡本総務課長。

**○議長（山添純二君）**

岡本総務課長。

**○総務課長（岡本健治君）**

議第6号令和5年度中央広域環境施設組合一般会計予算についてご説明申し上げます。

令和5年度中央広域環境施設組合一般会計予算書の1ページをお願いいたします。

令和5年度中央広域環境施設組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億2,900万6,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

続きまして、2ページ、3ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算の、歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項分担金及び負担金19億6,717万4,000円。2款使用料及び手数料、1項手数料5,686万5,000円。3款 財産収

入、1項財産運用収入78万8,000円。4款繰入金、1項基金繰入金208万9,000円。5款繰越金、1項繰越金100万円。6款諸収入、1項預金利子1万円。同款、2項雑入108万円。

歳入合計、20億2,900万6,000円でございます。

続いて歳出でございます。

1款議会費、1項議会費、42万円。2款総務費、1項総務管理費8,814万円。同款、2項監査委員費40万3,000円。3款衛生費1項清掃費19億2,599万9,000円。4款公債費1項公債費225万6,000円。5款諸支出金1項基金費78万8,000円。6款予備費1項予備費1,100万円。

歳出合計、20億2,900万6,000円でございます。

続きまして、予算の内訳をご説明申し上げます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1款1項1目負担金、本年度予算額19億6,717万4,000円、前年度予算額、17億1,249万4,000円。2億5,468万円の増額でございます。当組合を運営するに当たりまして、構成2市2町にご負担をお願いしております市町負担金でございます。構成市町ごとの負担額は、11ページの説明欄にございますとおり吉野川市7億8,964万2,000円、阿波市7億144万7,000円、板野町2億6,118万1,000円、上板町2億1,490万4,000円でございます。

2款1項1目衛生手数料、本年度予算額、5,686万5,000円、前年度予算額、5,928万6,000円。242万1,000円の減額でございます。これは、許可業者から納入いただいておりますごみ処理手数料で、搬入量1トン当たりの単価は6,600円でございます。

3款1項1目利子及び配当金、本年度予算額78万8,000円、前年度予算額44万4,000円。34万4,000円の増額でございます。基金の利子でございます。

4款1項1目財政調整基金繰入金、本年度予算額208万9,000円、前年度予算額と同額でございます。災害復旧事業債の償還財源とするために、財政調整基金から繰り入れるものでございます。

5款1項1目繰越金、本年度、前年度予算額ともに、100万円でございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

6款1項1目預金利子、本年度予算額1万円。19万円の減額でございます。

同款2項1目雑入、本年度予算額108万円、前年度予算額96万9,000円。11万1,000円の増額でございます。主なものは、説明欄にございますようにごみを処理した後に発生するスラグなどの副産物売払収入70万円など

でございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

1款1項1目議会費、本年度予算額42万円、前年度予算額と同額でございます。内容につきましては、組合議員皆様方の報酬など、昨年度と同額を計上させていただいております。

続きまして総務費でございます。

2款1項1目一般管理費、本年度予算額8,814万円、前年度予算額8,523万2,000円。290万8,000円の増額でございます。

1節報酬、490万6,000円。管理者、副管理者、公害防止審査委員会委員など特別職の報酬に加え、パートタイム会計年度任用職員である事務補助員と電気主任技術者2名分の報酬を計上しております。

2節給料、1,815万1,000円。組合職員4名分の給料でございます。

3節職員手当等、1,285万7,000円。組合職員の各種手当でございます。

4節共済費、673万9,000円。職員共済組合負担金、会計年度任用職員社会保険料などがございます。

7節報償費、6万円。小学生を対象とした、環境美化啓発の標語応募者への記念品代でございます。前年度予算と同額を計上しております。

8節旅費、27万1,000円。職員研修などに参加するための普通旅費と監査事務研修に職員1名が、随行するための特別旅費でございます。

16ページ、17ページをお願いいたします。

また、パートタイム会計年度任用職員の通勤手当について、費用弁償で2名分、17万1,000円を計上しております。

9節交際費、3万円。管理者交際費でございます。

10節需用費、228万1,000円。前年度当初予算と比較して、68万円の増額でございます。事務用品などの消耗品費、エレベーター修繕のための施設設備修繕料などがございます。

11節役務費、285万2,000円。建物災害保険料などがございます。前年度予算と同額を計上しております。

12節委託料、680万9,000円。前年度から10万8,000円の増額でございます。

主なものとしたしましては、2項目目の弁護士委託料60万円、下から2項目の樹木等管理清掃業務委託料456万6,000円などがございます。この樹木等管理清掃業務委託料が、除草作業等の単価増により前年度比10万8,000円の増となっており委託料の増額要因となっております。

13節使用料及び賃借料、108万5,000円。前年度から12万9,000

0円の増額でございます。増額分は、セキュリティ対策ソフトウェア使用料でございます。

17節備品購入費、125万9,000円。平成29年度購入のパソコン5台及び刈払機2台を買い換えるものでございます。

18節負担金補助及び交付金、3,078万2,000円。前年度から8万7,000円の増額でございます。

構成市町から派遣いただいております職員の人件費負担金が2,866万3,000円のほか、周辺地域活性化交付金200万円などがございます。

周辺地域活性化交付金につきましては、1自治会当たり4万円の均等割と1世帯につき500円の世帯割で交付する予定としております。

18ページ、19ページをお願いいたします。

26節公課費、5万8,000円。環境再生保全機構に納める汚染負荷量賦課金などがございます。

続きまして、

2款2項1目監査委員費、本年度予算額40万3,000円。前年度比6万円の増額でございます。

内容につきましては、有識見者及び、議会選出の監査委員2名の報酬などを計上させていただいております。増額分は、徳島県町村監査委員協議会から前年度分に限り、コロナ禍による事業中止に伴い、負担金請求しないとの事でしたが、令和5年度につきましては、以前のとおり負担金6万円を計上し、18節、負担金補助及び交付金を6万円増としたためでございます。

続きまして、衛生費でございます。

3款1項1目塵芥処理費、本年度予算額18億8,602万2,000円。前年度予算額15億6,186万3,000円。比較としまして3億2,415万9,000円の増額でございます。

8節旅費、5万円。金属水酸化物など各種副産物の処理状況を調査確認するための旅費でございます。

10節需用費、9億6,144万円。前年度比で、2億9,073万4,000円の増額でございます。

主なものとしましては、まず、ごみ処理に必要な薬品や付属消耗機材の消耗品費が2億5,865万円で3,863万4,000円の増額としております。これは薬品類の単価の上昇が主な要因でございます。また、燃料費は2億7,529万円で前年度より1億1,260万円増額しております。これは、LNG単価の上昇によるものでございます。光熱水費は4億2,580万円で前年度より1億4,000万円の増額としております。これは電気料金制度の改定によるものでございます。

11節役務費、32万4,000円。前年度と同額でございます。主なものと

しましては、場内排水施設管理手数料でございます。

12節委託料、9億2,299万4,000円で、前年度から3,365万4,000円の増額でございます。

内訳といたしまして、まず、一番上の項目、中央広域環境センター運転委託料が前年度当初予算と同額の2億5,393万5,000円でございます。次に2項目の中央広域環境センター整備委託料が5億4,480万円で前年度比2,900万円の増額でございます。これは、環境センタープラント整備計画に基づきまして、令和5年度に予定しております各種整備を委託するものでございますが、交換部品、消耗品及び人件費などの単価上昇が増額の主要因でございます。次に電気保安管理業務委託料が、前年度と同額の243万1,000円、消防設備点検業務委託料も前年度と同額の76万5,000円、省エネ法による主要電気機器計測業務委託料も前年度と同額の30万6,000円でございます。次に環境調査業務委託料でございますが3,674万円で前年度比47万3,000円の増額でございます。これは、人件費等の増によるものでございます。続きまして、副産物運搬業務委託料でございますが3,571万7,000円で348万円の増額でございます。これは、ごみの処理後に発生する溶融スラグ、金属水酸化物、工業塩、硫黄の各種副産物の運搬を委託するものでございます。それぞれ過去の運搬実績量を見直し積算しておりますが、経費高騰により増額となっております。続きまして、副産物リサイクル処理業務委託料が4,423万円で336万9,000円の減額でございます。最後に一般廃棄物処理基本計画策定業務委託料が407万円でございます。これは、廃棄物処理法により定めております一般廃棄物処理基本計画を、環境省が定めるごみ処理基本計画策定指針に基づき、見直すものでございます。指針で概ね5年ごとに見直すよう定められておりますので、平成29年度に策定した当計画を見直すものでございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。

13節使用料及び賃借料、107万2,000円。利用できないスラグを東部臨海処分場で処理する為の使用料と機械借上料でございます。前年度比22万9,000円の減額としております。

15節原材料費、10万円。工作資材の購入費で、前年度と同額でございます。

26節公課費、4万2,000円。簡易無線電波利用料と2トンダンプの重量税で、前年度と同額でございます。

続きまして、3款1項2目ごみ処理施設建設費、本年度予算額3,997万7,000円。前年度予算額1億1,492万4,000円。比較としまして7,494万7,000円の減額でございます。

これは、阿波市、板野町、上板町の1市2町で行う新ごみ処理施設の整備に

係る費用でございます。

8節旅費、8万円。前年度比4万5,000円の減額でございます。

10節需用費、38万8,000円。前年度比42万9,000円の減額でございます。

11節役務費、52万3,000円。電話料金、切手代等で、前年度比5万8,000円の減額でございます。

13節使用料及び賃借料、43万円。自動車借上料などを減額し、前年度比79万3,000円の減額でございます。

18節負担金補助及び交付金、3,854万9,000円。前年度比161万円の減額でございます。構成1市2町、施設整備局職員5人分の派遣職員人件費負担金でございます。

続きまして、公債費でございます。

4款1項1目元金、本年度予算額208万8,000円。長期債の償還元金、前年度と同額でございます。

22ページ、23ページをお願いいたします。

同項2目利子、本年度予算額16万8,000円。長期債の償還利子1,000円と、一時借入金利子16万7,000円を計上しております。

続きまして、諸支出金でございます。

5款1項1目基金費、本年度予算額78万8,000円。前年度予算額44万4,000円。34万4,000円の増額でございます。財政調整基金と一般廃棄物処理施設整備基金の利子を積み立てるものでございます。

続きまして、予備費でございます。

6款1項1目予備費、本年度予算額1,100万円。前年度と同額でございます。なお、100万円は2市2町分、1,000万円は吉野川市を除く1市2町分でございます。

最後になりますが、24ページから29ページは、当組合の特別職一般職の給与費明細書、30ページは、地方債の現在高の見込に関する調書でございます。

また、予算書の次には、構成市町の負担金算出資料並びに、令和5年度からの3カ年のプラント整備計画案を添付させていただいておりますのでご高覧ください。

以上、議第6号令和5年度中央広域環境施設組合一般会計予算についての説明とさせていただきます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

## ○議長（山添純二君）

ただいま事務局より説明がありましたが、これより本案に対する質疑を行い



ます。

ご質疑はございませんか。

**○議員（本淨敏之君）**

議長。

**○議長（山添純二君）**

本淨議員。

**○議員（本淨敏之君）**

20ページのごみ処理施設建設費は7,494万7,000円減額となっています。

これは、前の補正の分の繰越明許費、この分をこちらへ充当して支障が無いという解釈でよろしいですか。

これだけ減額して建設費、色んな業務について支障が生じないというふうに考えてよろしいんですか。

**○施設整備局長（鈴木直城君）**

議長、鈴木施設整備局長。

**○議長（山添純二君）**

鈴木施設整備局長。

**○施設整備局長（鈴木直城君）**

本淨議員のご質問でございますが今、現在検証業務をおこなっております。

検証の結果、また新年度になりまして新しい管理者ができてその検証を報告させていただきます。

その後に、方向性を決めましてそれから臨時議会等で予算を各議員にお願いを出来ればと考えております。

以上でございます。

**○議長（山添純二君）**

よろしいですか。

その他にご質疑はございませんか。

**○議員（松村幸治君）**

議長。

**○議長（山添純二君）**

松村議員。

**○議員（松村幸治君）**

予算が50万、100万単位で増額でありますけどLNG液化天然ガスと電気代これだけは飛び抜けて億単位で上がってきとる様な感じがするんで、来年度位までの見通しはどんなんでしょうか。

あの、まだこれから上がっていきそうですか。

見通しがもし分かればお願いいたします。

**○総務局長（伊坂典恭君）**

議長、伊坂総務局長。

**○議長（山添純二君）**

伊坂総務局長。

**○総務局長（伊坂典恭君）**

まずLNGですが、現在令和4年度は1トンあたり17万3,646円という単価が出ております。

4月以降につきましては、17万2,403円と千円位、逆に下がるという様な単価のお示しがありますのでこのまま落ち着いていくのかなと思っておりますが、ただ今後、世界情勢によっては上がるかも分かりません。という事で考えております。

また電気代については来年度4月以降、電力会社の料金改定が大きく変わります。その事を踏まえ今回の予算となっております今までは燃料費調整額が頭打ちとなっていた金額が、使用料金に転嫁されとるという料金改定になってます。

なので今後、燃料調整額がまた再び上がればこの予算以上に料金が掛かってしまう事もあるのですが、今のところLNGが落ち着いている限り電気代も落ち着いてくるのかなと思っております。

LNGも電気代もいずれにしても現在、国の補助と電力の方は四国電力の補助が秋頃までとなっておりますので、若干思ったよりはちょっと低く目に予算要求はしております。

以上でございます。

**○議員（松村幸治君）**

了解しました。

**○議長（山添純二君）**

よろしいですか。  
その他にご質疑がございませんか。

**○議員（藤本功男君）**

議長。

**○議長（山添純二君）**

藤本議員。

**○議員（藤本功男君）**

先ほど新ごみ処理施設の検証業務の話が出ましたが今、検証業務の中身がどの様に進んでいるのかというのが1点と、それから令和4年度の補正の2号で債務負担行為を172億5,000万としておりますが、この検証業務を進める中で当初の債務負担行為のこの金額が変更が有るのかどうか2点について質問します。

**○施設整備局長（鈴田直城君）**

議長、鈴田施設整備局長。

**○議長（山添純二君）**

鈴田施設整備局長。

**○施設整備局長（鈴田直城君）**

ただいまのご質問でございますが、まずは検証業務につきましては今はもう最終の調整段階となっております、次に新しい管理者が決まりましたら管理者に報告させて頂こうと考えております。

続きまして債務負担につきましては、昨年の秋に設定させて頂いたと記憶しておりますがこの債務負担につきましては同じ年度に建設にかからなければこの債務負担は流れるという認識でございます。

ですので新年度以降、新しい方向性が決まりましたら建設に着手、入札公告に出来る段階となりましたら債務負担の再設定なりを考えております。

以上でございます。

**○議員（藤本功男君）**

議長。

**○議長（山添純二君）**

藤本議員。

**○議員（藤本功男君）**

1点目の検証業務なんですけども、地元の方でも大変関心を持っております。それで我々、議員についても絶えず質問がきます。

特にその中の1点なんですけども、いわゆる運営方式は、公設民営とひとつの大きな方向を立てておりましたが、この運営方式について変更が有るのか無いのか今この段階でお答えできますか。

**○施設整備局長（鈴木直城君）**

議長、鈴木施設整備局長。

**○議長（山添純二君）**

鈴木整備局長。

**○施設整備局長（鈴木直城君）**

今の段階では、回答を差し控えさせて頂ければと思います。

**○議長（山添純二君）**

藤本議員。

**○議員（藤本功男君）**

変更の可能性が有るという事も含めてですかね。

**○施設整備局長（鈴木直城君）**

議長、鈴木施設整備局長。

**○議長（山添純二君）**

鈴木施設整備局長。

**○施設整備局長（鈴木直城君）**

それも含めて回答を差し控えさせて頂きます。

**○議員（藤本功男君）**

早めに回答して下さい。

**○施設整備局長（鈴木直城君）**

分かりました。

**○議長（山添純二君）**

よろしいですか。

その他にご質疑がございませんか。

**○議員（本浄敏之君）**

議長。

**○議長（山添純二君）**

本浄議員。

**○議員（本浄敏之君）**

これは、要望ですけれどよろしいですか。

**○議長（山添純二君）**

どうぞ。

**○議員（本浄敏之君）**

今、ごみの施設については、新聞紙上とか色んな所で言われております。

我々も阿波市に十分、お世話になっておるといふ事は十分承知の上で要望したいと思っております。

非常に厳しい局面になってきました。そうゆう時に、我々、上板町、板野町も今後とも連携を密にしてそして管理者、副管理者の方に逐次、出来るだけ詳しく情報を流して頂いて我々、議会も色々心配しています。

町民の人も、どうなるか心配してしますのでその時に我々が十分、今の状況を把握出来るように管理者として努力して頂きたいという事を要望を申し上げたいと思っております。

**○議長（山添純二君）**

その件はよろしいですか。

**○議員（本浄敏之君）**

はい。

**○議長（山添純二君）**

その他にご質疑がございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山添純二君）**

ご質疑がないようでありますので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。  
お諮りいたします。

議第6号令和5年度中央広域環境施設組合一般会計予算については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山添純二君）**

ご異議なしと認めます。よって、議第6号令和5年度中央広域環境施設組合一般会計予算については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前11時03分）休憩

（午前11時05分）再開

**○議長（山添純二君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま笠井議員から追加議案として、お手元に配布のとおり、議提第1号中央広域環境施設組合議会の個人情報保護に関する条例制定についてが提出されました。

お諮りいたします。

この案件を日程に追加し、追加日程第1とし直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山添純二君）**

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

追加日程第1、議提第1号中央広域環境施設組合議会の個人情報保護に関する条例制定についてを議題といたします。

提出議案の提案説明を求めます。

8番、笠井一司君。

**○議員（笠井一司君）**

議長。失礼いたします。座って説明させていただきます。

議長の許可をいただきましたので、議提第1号中央広域環境施設組合議会の個人情報の保護に関する条例について、提案理由の説明をいたします。

提出者は私、笠井一司、賛成議員は原田由一議員、犬伏博昭議員、本淨敏之議員の3名であります。

令和3年5月、個人情報の保護に関する法律が改正され、本組合を含め、地方公共団体及び地方独立行政法人に関する規定については令和5年4月1日から施行されることとなりました。

一方で、国会や裁判所が法による個人情報の取り扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、本組合議会を含めた地方公共団体の議会は基本的に地方公共団体の機関から除外され、新しい個人情報保護法の適用対象外となりました。

議会として独自の個人情報保護制度を設けることが必要となったことから今回、新たに中央広域環境施設組合議会の個人情報の保護に関する条例を制定することとします。

内容としては、全国議長会から提示された例を基本としながら、現行の水準を確保できるよう定めています。

なお、施行期日は、改正後の個人情報保護法の施行が令和5年4月1日に予定されていることから、令和5年4月1日といたします。

以上、議提第1号についての提案説明と致します。議員皆さまのご賛同よろしく願いいたします。

**○議長（山添純二君）**

ただいま提案理由の説明が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山添純二君）**

ご質疑がないようでありますので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。お諮りいたします。

議提第1号中央広域環境施設組合議会の個人情報の保護に関する条例制定については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山添純二君）**

ご異議なしと認めます。よって、議提第1号中央広域環境施設組合議会の個人情報保護に関する条例制定については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（山添純二君）

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第1回中央広域環境施設組合議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午前11時08分 閉会

以上の会議録は総務局長の記載したものであり、その内容については大要において正確であることを認め、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員